

令和4年度版

集団回収のてびき

狭山市集団回収事業奨励補助金交付制度のあらまし



アールくん

「この地球、資源は有限、未来は無限」

狭 山 市

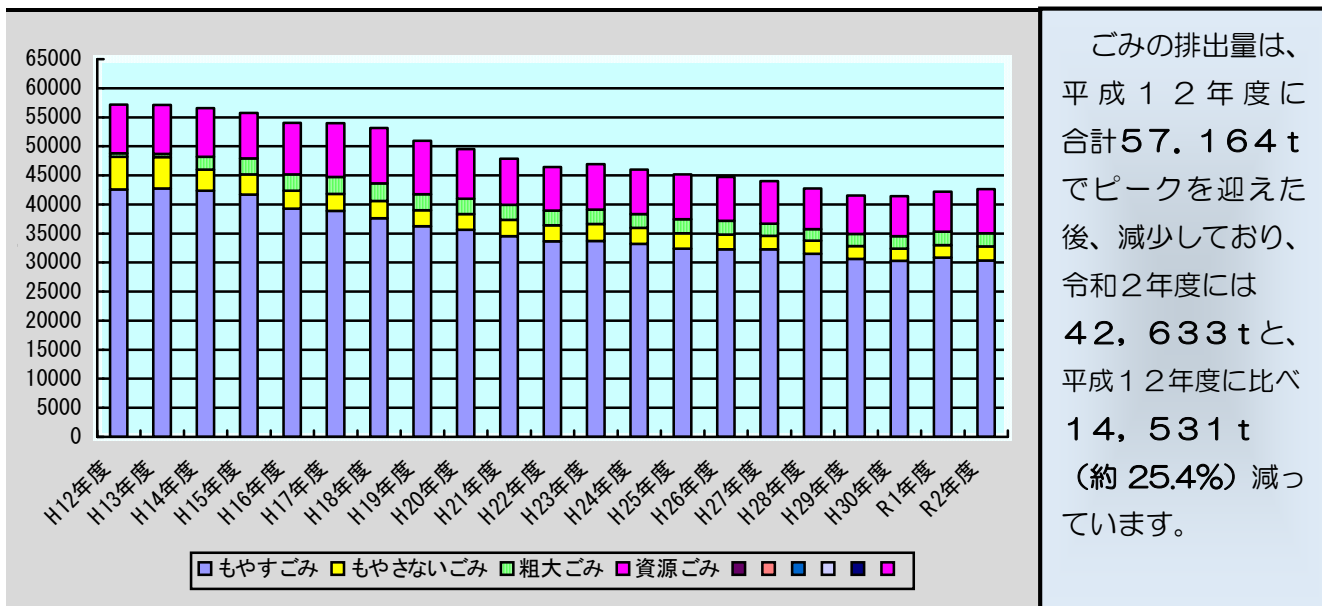
< も く じ >

1	ごみの量と処理経費	2
2	ごみ減量と集団回収	3
3	集団回収の方法	4
4	狭山市からのお手伝い	7
5	集団回収協力業者一覧	8
6	各種書類の説明 (記入方法など)	9
7	狭山市からのお願い	12
<参考>	狭山市集団回収事業奨励補助金交付要綱	13

1. ごみの量と処理経費

生活が豊かになるにつれて消費が増えるとともに、ごみも増え続けてきました。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の生活を見直し、限りある地球資源を大切にしましょう。集団回収事業は『資源となるごみ』を、リサイクルして有効利用する代表的な方法のひとつです。

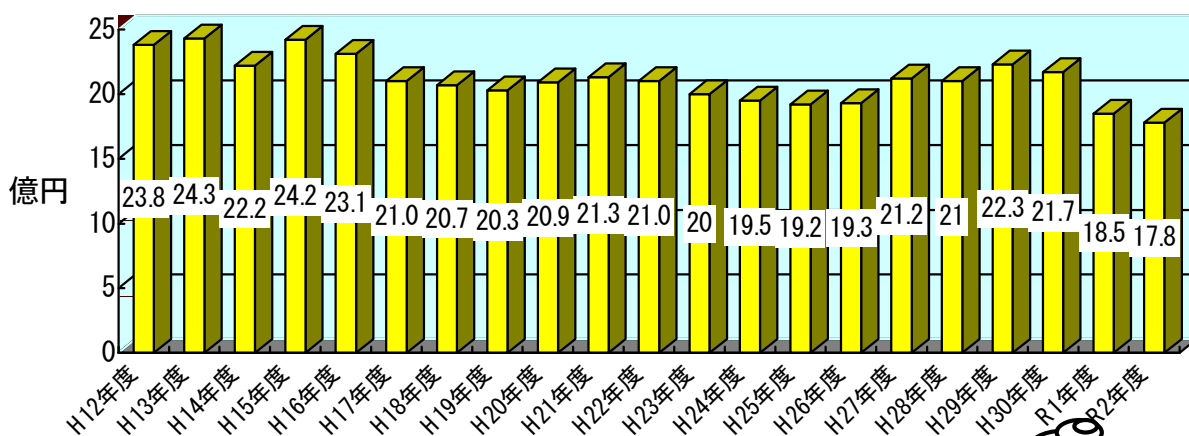
●狭山市のごみ排出量



●狭山市のごみ処理費

適正にごみを処理するためには多大な費用がかかります。ごみの発生を抑えることで、環境への負荷軽減と費用の削減が期待されます。

狭山市のごみ処理費用



一人当たり
11,875円

2. ごみの減量と集団回収

ごみの中には資源がいっぱい

私たちが、何気なく、ごみとして出しているものの中には、分けて出せば回収され、そのまま再使用できるものや、りっぱな製品を作るための原料となるものがたくさんあります。ちょっとごみの中身を見直してみませんか。

稲荷山環境センターに入るもやすごみの中身（水分除く）＜令和2年度＞

紙・布類 50.8%	プラスチック・ ゴム・皮革類 23.3%	木・竹 10.9%	厨芥類 10.8%	その他 2.7%	不燃物 1.5%
---------------	----------------------------	--------------	--------------	-------------	-------------

集団回収とは？

自治会、子供会、PTA等で地域の自主活動として、各家庭からでる紙類・金属類・生びん・カレット・布類等を一定の日に一定の場所に集め、回収業者に引渡します。

地域団体の皆さんの協力のもと、ごみを減らして資源として生かし、また地域のコミュニティの場としても役立つ活動が集団回収です。

資源（有価物）をごみとしないで、生きかえらせるのが集団回収活動です。
 集団回収は、資源の保護になるばかりでなく、「ものを大切にする心」をはぐくみ、さらにこれが、ごみ減量にもつながります。

- ・資源の再活用
- ・ごみの減量
- ・コミュニティづくり
- ・資源や自然の保護
- ・エネルギーの節約
- ・ごみ処理費用の節減
- ・埋め立て地の延命化
- ・ものを大切にする意識の育成
- ・市民相互の親睦
- ・収益金の有効活用



3. 集団回収の方法

集団回収を成功させる第1の条件は、まず、それぞれのご家庭で資源になるごみとそうでないごみを分けておく習慣をつかっていくことです。

また、集団回収の効果をあげるためには、定期的の実施し、多くの方に協力していただくことです。以下、集団回収をスムーズに進めていくためのポイントをまとめてみましたので参考にしてください。

ポイント1

まずみんなで相談を！

実施方法や収益金の活用の仕方をみんなで話し合い、お互いの理解のもとにすすめましょう。

特に一部の役員の負担にならないように役割分担をすることが長続きのコツです。

回収日

「毎月〇曜日」とか、「第〇日曜日」のように決めて定期的の実施するとおぼえやすいようです。

集積場所

場所の数は少なくした方が効率はよいのですが、地域の範囲が広い場合には、何箇所かに分けたほうが多くの人に参加できます。

ポイント2

回収業者とも打ち合わせを！

土曜・日曜は業者もかけもちです。回収品目と実施日時・場所は、業者と早めに連絡を取り決めてください。

※計量の仕方や売却金の支払い方法は、業者により異なりますので、確認をしてください。

ポイント3

PRは早めに！



忙しい毎日です。実施日は、団体の方々に回覧や掲示板で早めに知らせましょう。

また、回収品以外の物を出されると後始末が大変です。決められた物だけだすようにPRしましょう。

ポイント5

ポイント4

回収日です！

- ① 回収場所は、はっきりと！！
- ② 集めたものは種類により車への積み方も違いますので、品目ごとにまとめておくと回収時間も短くなります。
- ③ 作業は手際よく、短時間で！
- ④ 出来るだけ計量に立会い、数量等の確認をしてください。

補助金は有効に活用を！

集団回収活動により得られる補助金等は、団体の活動のために有効に活用しましょう。

補助金は、年度毎に申請の〆切期限があります。

毎年の年度末に市から代表者の方に通知を致しますので、通知は必ず確認

よい業者の選び方

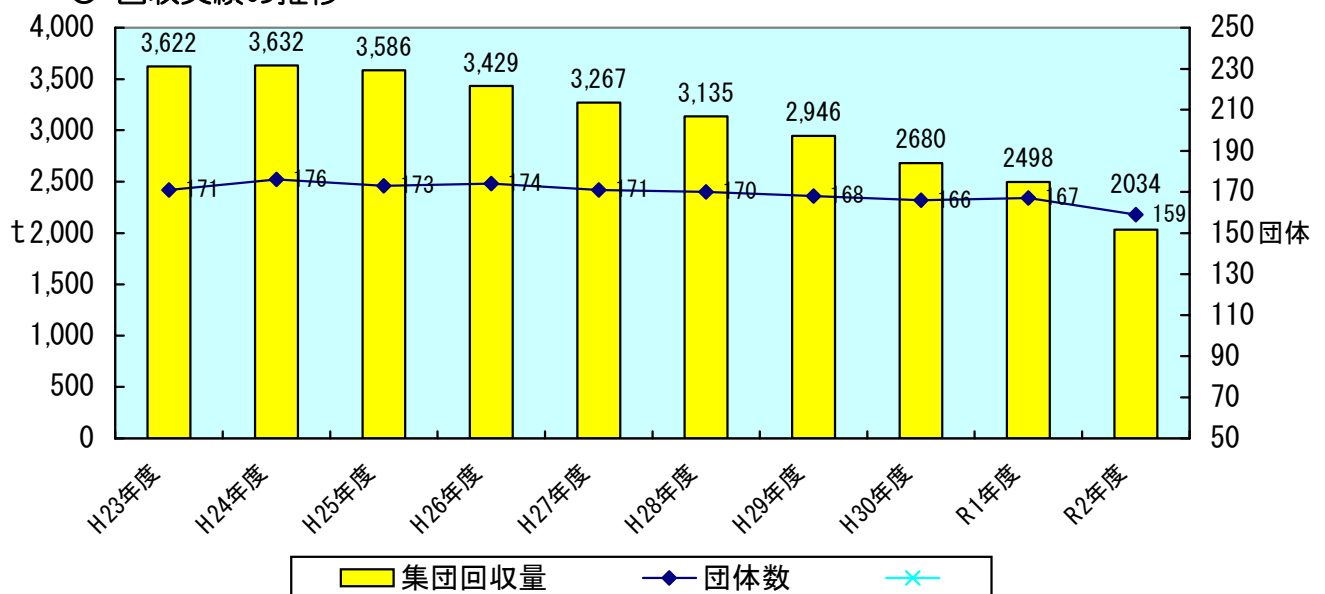
ひとくちに資源回収業者といっても、扱い品目、規模、経営内容など様々です。良心的で信頼のおける業者を選ぶことが集団回収を上手に進める決め手です

選び方のポイント

- ① なるべく近くにいて、話のしやすい業者（電話連絡がすぐできる場所）
- ② 品物の集積場所まで取りに来てくれる業者
- ③ はかりで正確に計量してくれる業者
- ④ 日曜・祝日も営業している業者
- ⑤ 扱い品目については、責任をもって引き取ってくれる業者
- ⑥ 一時の利益にとらわれず、積極的に団体に協力してくれる業者

回収業者の買い取り価格は、市場に左右されます。資源回収の意義を理解し、末永いおつきあいをしましょう。

○ 回収実績の推移



回収できる品目と出し方

集団回収の対象となる品目は、紙類・布類・びん類・金属類です。回収業者によって扱う品目や出し方が異なりますので必ず確認してください。

品目	回収するもの	まとめかた	回収しないもの
紙類	新聞紙	大きさをそろえて、ひもで十字に縛る。(チラシも一緒に出せる)	濡れたもの、汚れたもの
	ダンボール	大きさをそろえて、ひもで十字に縛る。	
	雑がみ	下記を参照してください。	下記を参照してください。
	紙パック	洗って開いて乾かす(500ml以上)大きさをそろえて、十字に縛る。	紙パックの内側が銀色、茶色のもの
布類	衣類・毛布・タオルなど	透明な袋に入れる。	革製品、じゅうたん、ふとん、ぬいぐるみ等
びん類	生びん(再利用できるビール瓶・一升瓶)	同じ種類に分けてまとめる。	化粧品容器、セトモノ、破損したもの
	カレット(その他のびん)	色分けをしてまとめる。	
金属類	アルミ缶・銅製品・金属くず等	同じ種類に分けてまとめる。	電化製品、危険物等

「雑がみ」も集めて回収量アップ！！

雑がみの例



※メモ用紙やコピー用紙なども「雑がみ」です。

雑がみに入れてはいけないもの

- 複写紙 ○ 感熱紙 ○ 圧着はがき ○ 防水加工紙
- 粘着物のついた紙 (封筒の取りだし口部分の糊、テープ等) ○ 写真 ○ 臭いのついた紙
- 複合素材の紙 (窓付き封筒等) ○ 汚れたり濡れたりした紙



紙袋にまとめ、ひもで十字に縛り、集団回収に出してください。

4. 狭山市からのお手伝い

狭山市では、皆さんの集団回収を円滑にすすめるため、「狭山市集団回収事業奨励補助金交付要綱」を定めています。

○実施団体の登録制をとっています。

自治会、子供会、老人クラブ、婦人会などの営利を目的としない地域市民団体が、集団回収を実施するためには、まず市に団体登録してから回収活動を計画的に実施してください。また、登録の際には、補助金を受け取るための預金口座をお届頂きます。

《提出物》「狭山市集団回収事業実施団体登録申請書」

「狭山市集団回収事業奨励補助金振込先届出書」

○資源回収業者も登録制をとっています。

狭山市の集団回収事業の協力業者は、市への登録制となっていますので、各団体で次ページ「5. 集団回収事業協力業者一覧」から回収業者を選んでください。登録していない業者への引渡しは、狭山市の補助金の対象となりません。

○回収実績を報告してください。

協力業者に引渡す際には「集団回収実施報告書」を協力業者に記入してもらい、「狭山市集団回収事業奨励補助金交付申請書」の裏面に貼り付け、市に提出してください。

○実績に応じて補助金を交付します。

計画書どおりに実施した団体には、以下の基準で算出した補助金を交付します。

$$\boxed{\text{補助金}} = \boxed{\text{回収量 (kg)}} \times \boxed{\text{4円}}$$

【補助金申請書の提出期限と振込日】

申請書の提出期限と振込日は、次のとおりとなります。

申請書提出期限：毎月の末日⇒**補助金振込日：翌月20日**

【注意】

- ◆令和4年度分は、令和5年4月6日（木）までに申請書の提出をお願い致します。
- ◆振込日は、申請月の翌月20日が土・日・祝祭日の場合は直前の平日に振込まれます。 ※3月申請分は、4月25日に振込まれます。

○傷害保険に加入しています。

皆さんが安心して活動できるように、市では集団回収活動中のケガ等について傷害保険に加入していますが、見舞金程度の傷害保険ですので、各団体でもなるべく傷害保険への加入をお願い致します。ケガ等には十分にご注意いただき、もしも回収中に事故等にあわれた場合は、市の担当まで連絡をお願いします。

5. 集団回収事業協力業者一覧

登録番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	新聞	ダンボール	雑誌類	牛乳パック	布類	生きびん	カレット	金属類
3	涌井商店	350-1333	狭山市上奥富690	04-2952-5482	○	○	○	○	○	○	○	○
7	田中銅鉄	350-1305	狭山市入間川4-11-3	04-2952-2225	○	○	○	○	○			○
10	田中金属商店	350-1320	狭山市広瀬東3-19-6	04-2952-8627	○	○	○					○
11	山梶商店	350-1333	狭山市上奥富786	04-2952-2502	○	○	○	○	○			
20	酒井商店	350-1333	狭山市上奥富291-2	04-2954-1866	○	○	○	○	○			○
26	奥富興産(株)	350-1322	狭山市下広瀬782-2	04-2952-3332	○	○	○	○	○			○
32	(有)峯長木屋酒店	350-1334	狭山市狭山8-28	04-2952-2505						○		
45	大阪屋支店	350-1320	狭山市広瀬東4-15-24	04-2952-6630						○		
55	(株)梶谷商事 入間営業所	358-0032	入間市狭山ヶ原321-1	04-2934-4626	○	○	○	○				
58	(株)熊谷紙業	360-0117	熊谷市上新田304	0485-36-4128	○	○	○	○				○
64	司紙業回収センター	198-0042	青梅市東青梅5-25-4	0428-22-6810	○	○	○	○		○		
66	大村屋酒店	350-1327	狭山市笹井3-7-15	04-2953-2066						○		
68	(有)中山酒店	350-1315	狭山市北入曾156-24	04-2957-6879						○		
76	中屋酒店	350-1320	狭山市広瀬東2-36-24	04-2952-2657						○		
79	(有)大阪屋根城酒店	350-1304	狭山市狭山台4-3-4	04-2958-6690						○		
84	(株)長田屋商店	359-1115	所沢市御幸町12-4	04-2922-2413	○	○	○	○	○			○
85	(株)久米川紙業	350-1313	狭山市上赤坂606	04-2958-3036	○	○	○	○	○			○
86	(株)山田洋治商店	352-0012	新座市畑中2-16-36	0484-79-6234				○				
99	(有)高橋商店	358-0011	入間市下藤沢926-2	04-2963-9584	○	○	○	○	○			○
105	須永商店	359-0001	所沢市下富920-14	04-2990-5252	○	○	○	○	○			○
110	中山商事	359-1167	所沢市林2-475-22	04-2949-2343	○	○	○	○	○			
113	清水酒店	350-1305	狭山市入間川2-20-27	04-2952-2247						○		
116	大林酒店	350-1307	狭山市祇園7-6	04-2957-0855						○		
120	ヤマフジ紙業	359-1145	所沢市山口746-4-201	04-2924-7486	○	○	○	○				
123	エコ紙業	350-1327	狭山市笹井2-23-2	04-2968-0350	○	○	○	○	○			○
124	長沼商事(株)	259-1167	所沢市林1-306-7	04-2947-8870								○
125	ショウエイ	190-1232	西多摩郡瑞穂町長岡1-45-20	042-843-1088	○	○	○	○				
127	(有)紙商興産	350-1153	川越市下松原492-21	049-243-0706	○	○	○	○	○	○		○
131	岡山紙業	359-1167	所沢市林1-225-7	04-2949-5211	○	○	○	○	○			
132	(株)エコ・クルー	359-0002	所沢市中富979	04-2990-5211	○	○	○	○	○			
133	グリーンロジック(株)川越営業所	350-0851	川越市氷川町294-1	049-227-7907	○	○	○	○	○			
134	(株)プシュー狭山営業所	350-1333	狭山市上奥富225-1	04-2953-3814	○	○	○	○	○			○
135	(株)アイティ商事	350-1153	川越市下松原492-21	049-243-9499	○	○	○	○	○			○

(令和4年3月1日現在)

6. 各種書類の説明

※①～③の様式は市公式ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

《はじめに提出する書類》

① 集団回収実施団体 登録・変更 申請書

- ◆ 団体の活動内容と集団回収の活動内容について、別々に登録しますので、変更があった場合は、提出してください。

【記入方法】

- ・添付の**記入例①**を参考にしてください。
- ・「団体名」につきましては、この機会に簡潔なものに変更しても構いません。
例えば、「狭山市立」等は省略して結構です。
※ただし、数字表記のみの団体名は必ず地区名等を入れてください。
例) 第〇〇区子供会（自治会）ではなく、**柏原**第〇〇区子供会 など
- ・団体の活動内容が「その他」に所属する団体につきましては、狭山市集団回収事業奨励補助金交付要綱第3条に基づき、後日、団体の活動内容の詳細について問合せ等を行う場合もありますので、ご了承ください。
- ・「**集団回収担当者**」につきましては、団体代表者でも構いませんが、**集団回収の内容が分かる方で、なおかつ日中連絡が取れる方**を記入してください。
- ・「活動人数」は、団体の中で実際に集団回収活動に携わる可能性のある担当者の人数を記入してください。（傷害保険の対象となります）
「うち1回に携わる人数」は、1回の活動で何人回収作業を行う（立ち会う）のかを記入してください。したがって、一人も立ち会っていない場合は、「0人」と記入してください。

② 集団回収事業奨励補助金振込先（変更）届出書

- ◆必ず団体名義の口座を届け出てください。
- ◆年度途中での振込先変更届出書の提出方法
前回の補助金の入金を確認してから、金融機関にて振込先の変更手続きを行い、**振込予定日（通常20日：土・日・祝祭日の場合は直前の平日）の月の毎月末日までに当届出書を市役所に提出**してください。それ以後のご提出の場合には、変更前の内容で通知される場合があります。

【記入方法】

- ・添付の**記入例②**を参考にしてください。
- ・「**口座番号**」と「**名義人（カナ）**」が分かる通帳の写しを裏面に『のり付け』してください。（通常は通帳の表紙ウラに記載されています）
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）への振込については、所定の手続きが終わっている場合（全国銀行データ通信システムの口座番号等を取得済み）に限り、振込み可能となります。

《回収活動を行った際に提出する書類》

③**集団回収事業奨励補助金交付申請書**

- ◆送付した申請書は、**各団体で必要枚数を複写**してご利用ください。
- ◆補助金は毎月末締切り、翌月20日振込となっています。
（土・日・祝祭日の場合は直前の平日）
（数か月分をまとめて申請しても構いませんが、
最終提出日は令和5年4月6日厳守。）
- ◆記入済み申請書の写しが必要な団体は、各団体で対応してください。
なお、市役所1階情報公開コーナーや資産税課前にもコピー機（有料）が設置してありますのでご利用ください。 **※窓口での複写依頼はお受けできません。**

【記入方法】

- ・添付の**記入例③**を参考にしてください。
- ・「団体名」は、前述の①実施団体登録申請書で登録した団体名を記入してください。
- ・実際に回収活動をした月日と、業者に引渡した月日（④実施報告書の月日）を記入してください。同日の場合は「同上」で結構です。
- ・④実施報告書の一枚目（ピンク色）は、当申請書の裏面に必ず『のり付け』して提出してください。

<お願い>

- ★セロテープ、クリップ、ホチキス止めはご遠慮ください。
- ★一申請書に対しての④実施報告書の貼付は、各区分（一業者）5枚までとしてください。
- ★④実施報告書の内容は全項目をシステムに入力しますので、当申請書と④実施報告書は、裏面同士を貼るなど、記載内容を確認できるように工夫して、のり付けしてください。

④集団回収実施報告書（表紙がピンクの4枚複写）

- ◆登録されている年間計画回数をもとに配布枚数を決定しています。
不足する場合には担当に連絡をいただくか、市役所まで取りに来てください。

【記入方法】団体欄以外は業者記入です。

- この「代表者」には「集団回収担当者」の名前でも可能です。
- 右上の「引渡日」は③申請書の「業者引渡日」と同一となります。
- 「団体名」には、登録No.を記入してください。
- 「業者名」の登録No.が記入されているか確認してください。

書類提出は、市役所2階の資源循環推進課に、ご提出をお願いいたします。

お近くの各地区センター（公民館）、地域交流センター
又は、各市民サービスコーナーでもお預かりしています
ので、ご利用ください。

7. 狭山市からのお願い

その1

集団回収は、市民の日常生活から排出された廃棄物の中で再利用できる資源(有価物)を回収する団体に対し補助金を交付しています。

したがって、店舗や学校等から排出された資源(有価物)は補助金の対象になりませんのでご注意ください。

その2

登録内容等に変更ありましたら、必ず市に連絡をしてください。

なお、補助金交付申請書を提出している場合の振込先の変更については、指定口座への振込が確認されるまで変更しないでください。(補助金が入金できません)

その3

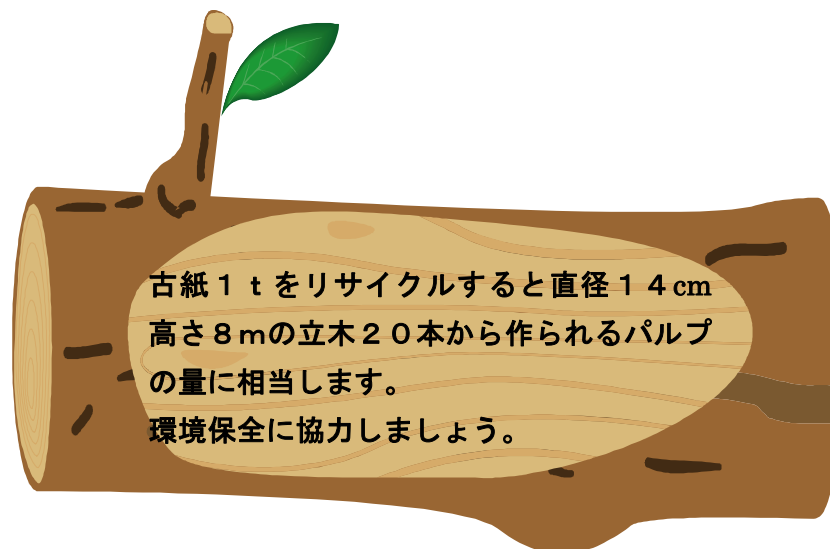
令和4年度中の回収活動分(業者に引き渡した分)の申請書は、

令和5年4月6日(木)までに必ず提出してください。

それ以降の申請書の提出については補助金が交付できません。もしも不都合がありましたら、3月31日までに必ず連絡をお願いします。

その4

代表者または集団回収担当者が変更した場合は、今回の書類一式を新しい担当者等にお渡しください。



○狭山市集団回収事業奨励補助金交付要綱

昭和 60 年 3 月 30 日

告示第 54 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる資源（以下「有価物」という。）を回収する団体に集団回収事業奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(規則の適用)

第 2 条 前条の補助金の交付に関しては、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 57 年規則第 40 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる団体)

第 3 条 補助金の交付の対象となる団体は、市内に住所を有する者で組織される営利を目的としない団体（以下「団体」という。）とする。

(補助金の交付)

第 4 条 市長は、団体が有価物を回収し、第 7 条第 1 項の規定により登録した業者に引き渡したときに補助金を交付する。

(対象有価物及び補助単価等)

第 5 条 補助金の交付の対象となる有価物及び補助単価は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | | |
|----------|------------|-----|
| (1) 紙類 | 1 キログラムにつき | 4 円 |
| (2) 布類 | 1 キログラムにつき | 4 円 |
| (3) 生びん | 1 本につき | 4 円 |
| (4) カレット | 1 キログラムにつき | 4 円 |
| (5) 金属類 | 1 キログラムにつき | 4 円 |

2 前項の規定に基づき算出した補助金の合計額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(団体の登録等)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする団体は、狭山市集団回収事業実施団体登録（変更）申請書により、あらかじめ登録しなければならない。申請に係る事項を変更するときも、同様とする。

2 前項の規定により登録をした団体が、当該登録を辞退しようとするときは、狭山市集団回収事業実施団体登録辞退届により市長に届け出なければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により登録をした団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の団体登録申請をしたとき。
- (2) 営利を目的として集団資源回収を行ったとき。
- (3) その他不適当と認められる事実があったとき。

(業者の登録等)

第7条 集団回収事業に参加協力しようとする回収取扱業者は、狭山市有価物取扱業者登録(変更)申請書により、登録するものとする。申請に係る事項を変更するときも、同様とする。

2 前項の規定により登録をした回収取扱業者は、当該登録を辞退しようとするときは、書面により市長に届出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により登録をした回収取扱業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の業者登録申請をしたとき。
- (2) 集団資源回収実施報告書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 資源物の持ち去りなどの不正行為を行ったとき。
- (4) その他不相当と認められる事実があったとき。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体は、狭山市集団回収事業奨励補助金交付申請書により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号に規定する市長が定める事項に係る書類は、前条第1項の規定により登録した業者の証明した集団回収実績報告書とする。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、狭山市集団回収事業奨励補助金交付決定通知書により、当該団体に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、団体が次の各号の一に該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) その他不相当と認められる事実があったとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成29年3月22日告示第69号)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項各号の規定は、この告示の施行の日以後に実施した集団回収に対する補助金から適用し、同日前に実施した集団回収に対する補助金については、なお従前の例による。



狭山市環境経済部資源循環推進課

〒350-1380

狭山市入間川1-23-5

狭山市役所2階

TEL 04-2953-1111